

# 地方財政審議会付議（決裁）案件

令和元年9月13日（金）

（案件名）

- ・平成31年度地方債同意等基準の一部改正について（決裁案件）

（根拠法令は別紙）

自治財政局地方債課  
南里補佐（内 23394）

# 平成31年度地方債同意等基準の一部改正について

○ 「平成31年度地方債同意等基準」を以下のとおり改正し、告示する。

※「地方債同意等基準」は、総務大臣及び都道府県知事の地方債の同意・許可に当たっての基本方針を定めるもの

(参考) 地方財政法 (昭和二十三年法律第九号) 抄

(地方債の協議等)

第五条の三 地方公共団体は、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合は、この限りでない。

10 総務大臣は、毎年度、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事が第一項の規定による協議における同意並びに次条第一項及び第三項から第五項まで並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第十三条第一項に規定する許可をするかどうかを判断するために必要とされる基準を定め、並びに第七項各号に掲げる地方債並びに次条第一項及び第三項から第五項まで並びに同法第十三条第一項の規定により許可をする地方債の予定額の総額その他政令で定める事項に関する書類を作成し、これらを公表するものとする。

11 総務大臣は、第一項の規定による協議における総務大臣の同意並びに前項に規定する基準の作成及び同項の書類の作成については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

## 〔改正内容〕

消費税率引上げ時の税制改正(法人住民税法人税割の税率引下げ等)に伴う地方団体の減収について、地方財政法に基づき資金手当のための特例債(調整債)を措置することとしており、当該特例債を位置付けるもの。

## 〔告示日(予定)〕

10月1日 ※特例債の施行日

## (参考)消費税率引上げ時の税制改正に伴う調整債について

消費税率引上げ時の税制改正(法人住民税法人税割の税率引下げ等)に伴い減収が生じる都道府県・市町村(交付団体・不交付団体)の資金手当のため、地方財政法を改正し、地方財政法第5条の建設地方債の特例債として調整債(充当率100%、元利償還金に対する交付税措置なし)を措置することとしている。

※施行日:令和元年10月1日(消費税率10%への引上げの施行日)

＜発行可能額の算定方法(概要)＞ ①+②-③

※地方債に関する省令を改正し、規定予定(施行日:令和元年10月1日)

### ①平成26・28年度税制改正に伴う減収額

法人住民税法人税割の税率引下げによる減収額

+ 法人事業税交付金による減収額(※市町村は増収となるため控除)

- 消費税率引上げによる地方消費税の増収額(社会保障充実分、人づくり革命分(幼児教育無償化等)への充当額を除く)

### ②平成31年度税制改正に伴う減収額(都道府県のみ)

法人事業税の税率引下げによる減収額 - 特別法人事業譲与税の増収額

### ③普通交付税による補てん額(普通交付税の交付団体の場合)

## 調整債の根拠規定

### ○地方財政法(昭和二十三年法律第九号) 抄

#### (地方税法の改正に伴う地方債の特例)

**第三十三条の五の九** 地方公共団体は、当分の間、各年度において、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号）、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四号）及び地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）の施行により、都道府県にあつては道府県民税の法人税割の減収額及び法人事業税交付金の交付額の合算額が地方消費税の増収額を超える場合には、市町村にあつては市町村民税の法人税割の減収額が法人事業税交付金の収入額及び地方消費税交付金の増収額の合算額を超える場合には、これらの減収により財政の安定が損なわれることのないよう、適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に充てるため、第五条の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより算定した額の範囲内で、地方債を起すことができる。

#### (特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律等の施行等に伴う地方債の特例)

**第三十三条の五の十** 都道府県は、当分の間、各年度において、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）及び地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号）の施行並びに平成二十八年地方税法等改正法附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる廃止前暫定措置法第三章の規定により、法人の行う事業に対する事業税の減収額が特別法人事業譲与税の収入額を超える場合には、これによる減収額を埋めるため、第五条の規定にかかわらず、当該減収額を勘案して総務省令で定めるところにより算定した額の範囲内で、地方債を起すことができる。

改正後	改正前
<p>第二 協議団体に係る同意基準</p> <p>[一 略]</p> <p>二 協議に当たっての事業区分</p> <p>1 通常収支分</p> <p>地方債（通常収支分）の協議に当たっては、次に掲げる事業区分を協議の単位とし、それぞれに定める事業等を対象とするものとする（ただし、2に掲げる事業の対象となるものを除く。）。</p> <p>(一) 一般会計債</p> <p>[ (1)～(9) 略 ]</p> <p>(10) 調整</p> <p>調整については、次に掲げる額を対象とするものとする。</p> <p>ア 地方公共団体が行う公共施設又は公用施設の整備事業に係る通常<del>の</del>地方債に加え、国庫補助負担金の一般財源化及び自動車関係諸税の減税に伴う地方交付税の不交付団体における影響額の範囲内で地方債を充当することが可能な額</p>	<p>第二 協議団体に係る同意基準</p> <p>[一 同左]</p> <p>二 協議に当たっての事業区分</p> <p>1 通常収支分</p> <p>地方債（通常収支分）の協議に当たっては、次に掲げる事業区分を協議の単位とし、それぞれに定める事業等を対象とするものとする（ただし、2に掲げる事業の対象となるものを除く。）。</p> <p>(一) 一般会計債</p> <p>[ (1)～(9) 同左 ]</p> <p>(10) 調整</p> <p>調整については、次に掲げる額を対象とするものとする。</p> <p>ア 地方公共団体が行う公共施設又は公用施設の整備事業に係る通常<del>の</del>地方債に加え、国庫補助負担金の一般財源化並びに自動車関係諸税及び法人住民税法人税割の減税に伴う地方交付税の不交付団体における影響額の範囲内で地方債を充当することが可能な額</p>

<p>[イ 略]</p> <p><u>ウ</u> <u>法人住民税法人税割の減税等に伴う影響額について、地財法第33条の5の9の規定に基づき算出した額</u></p> <p><u>エ</u> <u>特別法人事業税等による減収に係る額について、地財法第33条の5の10の規定に基づき算出した額</u></p> <p>[(二)～(七) 略]</p> <p>[2 略]</p> <p>[三 略]</p>	<p>[イ 同左]</p> <p><u>ウ</u> <u>特別法人事業税等による減収に係る額について、地財法第33条の5の10の規定に基づき算出した額</u></p> <p>[新設]</p> <p>[(二)～(七) 同左]</p> <p>[2 同左]</p> <p>[三 同左]</p>
<p>備考 表中の[ ]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	